

(文化庁からのお知らせ)

この度、著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）における「授業目的公衆送信補償金制度」に係る施行期日を定める政令（令和2年政令第146号）が公布され、同制度が4月28日（火）から施行されることになりました。

従来は学校等の授業の過程において資料や教材等をインターネットで送信をする場合は、著作権者等の個別の許諾が必要であったところ、本制度が施行後は、個別の許諾を要することなく、様々な著作物を一定の条件のもと、円滑に利用できることとなります。

この制度は、学校の設置者が、各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うものですが、令和2年度に限り、補償金額は特例的に無償となることが決定しました。

関係者の皆さまの御努力、特に令和2年度の補償金額を無償とする判断をされた権利者団体の皆さまの格別の御配慮に、この場を借りて感謝を申し上げます。

これを受け、添付のとおり、施行の経緯、制度の概要及び留意事項等をまとめました通知を発出いたしますので、十分御了知くださるようお願い申し上げます。